

社会福祉法人南台五光福祉協会 懲戒処分の公表に係る指針

(公表対象)

第1条 次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

(公表内容)

第2条 事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。

(公表の例外)

第3条 被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等1及び2によることが適当でないと認められる場合は、1及び2にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

(公表時期)

第4条 懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することも差し支えないものとする。

(公表方法)

第5条 法人ホームページへの掲載又は報道機関への発表、資料提供により行うものとする。

(適用時期)

第6条 この基準は、令和7年6月1日以降の懲戒処分等について適用する。